

令和8年度第1回生駒市法令遵守委員会会議録（要旨）

日 時：令和8年4月16日（木）午後1時30分～午後2時45分

場 所：生駒市役所 3階 302会議室

出席者：【委員】 八木委員長、渡邊委員、松本委員

【事務局】 井上総務部長、森総務課長、武元総務課課長補佐、北野総務課法制係長、金剛総務課法制係係員、飯島総務課法制係係員

会議内容：

1 令和7年度第5回委員会会議録の確認

- ・意見なしにより承認

2 法令遵守推進制度の運用状況（令和7年12月～令和8年2月分他）について

（事務局） 資料2～4で説明。今回は令和7年12月から令和8年2月分と、令和7年11月追加分で、個人から6件、公職者から18件、公職者と団体から1件の計25件の要望等記録があり、不当要求行為が疑われるという報告が1件あった。

（委員） No.56について内容を見ると不当要求行為の可能性はあるのではないか。担当者からすれば、いつもこれぐらいのことは言われているので、なんとも思わないぐらいで終わってしまっているのか。

（事務局） 担当課に確認したところ、管理職が後日電話で馬鹿にしたような態度はなかったと説明をしたら、とりあえずは納得されたため、不当要求行為の可能性はなしとしたようである。不当要求行為の可能性があるとすることも検討したが、この方は、この件以降も利用はされているが、特に職員に暴言を吐いたり声を荒げたりということはないため、可能性なしという判断をされた。

（委員） 暴言だけだと、不当要求行為に該当しないのではないかな。具体的な要望は何もしていないので、職員も可能性ありにチェックしづらいのではないかな。

（事務局） 条例の規定上、意見や苦情も要望等の定義に入っているので、今回のようなケースでも可能性ありにチェックすることは可能である。

（委員） 理解した。そうであれば、そういうことを職員に周知することも必要かなと思う。

（委員） 不当要求行為の可能性ありにチェックしたとしても、後々に職員の負担にならないような制度運用を考えていただきたい。

（事務局） 今後の運用として、不当要求行為の可能性ありにチェックしようと考えている場合は、総務課に連絡してもらい、必要に応じて庁内弁護士も交えて対応を検討し、今後の対応方針を固めていくというフローにするよう考えているところである。

3 その他

- ・法令遵守推進制度の手引、要望等記録報告制度マニュアルを改訂したことを報告した。
- ・令和8年4月1日を施行日とする条例改正、規則改正の説明を行った。その中で、公益目的通報を電子メールでも行えるようにしたことを説明するとともに、引き続き八木委員長を公益目的通報の窓口とする旨、委員会で指定した。

- ・次回の会議は、7月16日（木）午前10時30分から開催することとした。

〔配布資料〕

- 〔資料1〕 令和7年度第5回生駒市法令遵守委員会 会議録（要旨）
- 〔資料2〕 法令遵守推進制度の運用状況表（令和7年度）
- 〔資料3〕 要望等記録一覧表（令和7年12月～令和8年2月分他）
- 〔資料4〕 要望等記録報告書（令和7年12月～令和8年2月分他）
- 〔資料5〕 生駒市法令遵守推進条例の一部を改正する条例 新旧対照表
生駒市法令遵守推進条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表